

平成十五年六月二十日提出  
質問第一〇五号

西日本旅客鉄道株式会社をはじめとするJRグループの公共性に関する質問主意書

提出者 中林よし子

西日本旅客鉄道株式会社をはじめとするJRグループの公共性に関する質問主意書

西日本旅客鉄道株式会社は、小郡町関係者の強い要望であった小郡駅への「のぞみ」停車に関して、関係者に対して「『新山口駅』へ駅名改称しないと、『のぞみ』停車はできない。今回『のぞみ』停車ができないと、今後二〇年は小郡駅へは停まらない」との趣旨の発言をし、住民の望まない駅名改称を強制するといふ傲慢な態度に終始している。それだけではなく、この問題に関して、関係する地方議員などの申し入れ要求に対しても、一切会おうとせず、公共交通機関としての社会的責任も果たそうとしない。今後、西日本旅客鉄道株式会社をはじめとするJRグループが、このような社会的な責任を果たさず、ましてや住民、利用者を見做し、逆に横暴な態度に終始するようなことが続くとするならば、日本の基幹的交通機関としての公共性は守れないことになる。ついては、以下質問をする。

一 政府は、西日本旅客鉄道株式会社をはじめとするJRグループの交通機関としての公共性についてどのように認識をしているのか。

二 政府は、西日本旅客鉄道株式会社をはじめとするJRグループの交通機関としての公共性の確保のために、どのような施策を行っているのか。

三 消費者保護基本法では、その第四条第二項で「事業者は、常に、その供給する商品及び役務について、品質その他の内容の向上及び消費者からの苦情の適切な処理に努めなければならない。」としているが、当然、西日本旅客鉄道株式会社をはじめとするJRグループもその対象となると思うが、政府はどう認識しているか。

四 西日本旅客鉄道株式会社が、小郡駅「のぞみ」停車及び駅名改称問題で、関係する利用者からの苦情の申し出に対して面会も一切しないような対応に終始していることは、消費者保護基本法第四条第二項の趣旨に反しているとは考えないか。また政府は、消費者保護基本法が西日本旅客鉄道株式会社に対しても適切に守られるように指導する考えはないか。

五 駅名改称や「のぞみ」の停車問題について、関係する自治体や利用者の意見が最大限尊重されるような社会的仕組みの導入の必要性についてどう認識しているか。また、政府は、この問題について関係する自治体や利用者の意見が無視されてもいいと考えているのか。もしそうでないとするなら、そうならなかった歯止めを政府としてどう考えているのか。

右質問する。